

# 仕 様 書

## 1 件 名

放置自転車等の売却処分

## 2 品 名

自転車及び原動機付自転車

(安全性及び機能については未整備、現状での引渡とする。)

## 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月 31 日まで

## 4 引 取

### (1) 引取台数

予定台数 年間 約 780 台

(過去の実績に基づき算出したものだが、あくまでも予定台数であり、発注を保証するものではない。)

フレームに前輪、後輪、ハンドル、サドルがついていれば1台にカウントする。

### (2) 引取場所

守口市放置自転車大日保管所(以下「保管所」という。)

### (3) 引取日時

守口市担当者及び保管所職員との打合せによる。

### (4) 引取条件

- ① 守口市の指示に従って速やかに行わなければならない。また、引取時の搬出車両については、出入口幅員及び保管所内架線等により限定されるので注意すること。
- ② 受託者が必ず立会うこと。なお、立会いなき場合は、引取りを中止する。  
また、代理人を定めるときは、書面により事前に守口市の承諾を得なければならない。
- ③ 保管所においては、引取作業のみとし、解体等、その他一切の行為を行ってはならない。また、引取作業により生じたゴミ等の清掃を行うこと。
- ④ 積み込み完了後、守口市及び受託者による数量の確認を行い、搬出する。
- ⑤ 受託者は、自転車等の付属品も含め、不要部品といえどもすべて引取るとともに責任をもって処理し、不法投棄は一切行わないこと。
- ⑥ 自転車の引取後の責任は受託者が負うものとする。

- ⑦ 1回の引取予定台数を、引取予定日の約1週間前に発注者から連絡する。引取予定台数は引取台数を保証するものではなく、引取日に引取台数を確定する。

## 5 契約方法

自転車及び原動機付自転車1台当たりの単価契約とする。

## 6 売却代金及び支払方法

契約金額に引取台数を乗じて得た金額を売却代金とする。

受託者は、引取後の発注者指定日までに守口市の指定する納入通知書により、守口市へ売却代金を納入する。

## 7 売却条件

- (1) 受託者は、自転車等を中古車として再生利用または商品化するとき  
は、自転車に貼られている防犯登録番号や個人情報等を必ず除去するものとし、現況有姿のまま行わないこと。また、再生利用または商品化にかかる問題については、すべて受託者がその責を負うものとする。
- (2) 受託者は、処分の過程で発生した鉄、プラスチック類その他を適正に処理すること。
- (3) 受託者は、自転車等を中古自転車等として再利用する時は、守口市内では一切売却しないこと。
- (4) 売却契約後の物品について、災害・盗難等による事故が発生しても、守口市はその責任を一切負わないものとする。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

(別紙)

### 放置自転車大日保管所

